

被扶養者資格確認調査に関する Q&A

※確認したい「Q」の番号をクリックしてください。

Q 1	なぜ毎年同じような調査を行うのですか？
Q 2	調書に名前が載っていない子供がいます。追記して提出するのですか？
Q 3	4月に就職した子供が調書に載っていました。どうしたら良いですか？
Q 4	調書の住所が転居前の住所でした。どうすれば良いですか？
Q 5	漢字やフリガナが違っていました。保険証の訂正はどうしたら良いですか？
Q 6	妻が退職しました。この調書に「増加」として加筆しても良いですか？
Q 7	妻が7月に就職し、削除の被扶養者異動届を提出しましたが調書に載っていました。なぜでしょうか？
Q 8	私(被保険者)は8月31日に退職します。調書の提出は必要ですか？
Q 9	被扶養者の中に近々就職する予定の子がいます。調書の提出は必要ですか？
Q10	「確認調書」を提出期限までに提出しなかった場合はどうなりますか？
Q11	被扶養者(60歳未満)のパート収入が認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらよいですか？
Q12	収入には、障害者年金・遺族年金・個人年金等も含まれますか？ また、受給している場合は何を添付すればよいのでしょうか？
Q13	課税証明書・住民票はどこで取れますか？
Q14	今年の4月に大阪から東京に転居しました。課税証明書を発行してもらう役所は、どちらの役所になるのでしょうか？
Q15	無職(学生でもない)の子も何か証明が必要ですか？
Q16	学生の子の場合、課税証明書も必要ですか？
Q17	子供がアルバイトをしている場合は源泉徴収票のコピーでもよいのでしょうか？
Q18	自営業をしています。添付書類は何を添付すればよいのでしょうか？
Q19	現在収入はありませんが、昨年(昨年1月～12月)の収入があった場合、どのような書類を提出すればよいのでしょうか？
Q20	昨年度一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)が入ったため課税証明書には認定基準を超えた収入額が記載されています。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？
Q21	課税証明書や住民票は有料ですが、これらの費用は「全額自己負担」でしょうか？
Q22	昨年の10月に退職し現在は収入がありませんが、証明書を取ると基準を超える収入が載っています。被扶養者の資格は無くなるのでしょうか？
Q23	父が死亡したため母が被扶養者になりましたが、まだ遺族年金の振込み通知書または年金改定通知書が届きません。どうしたらいいのでしょうか？
Q24	被扶養者が年金を受給している場合は、調書に金額を書くだけでもよいのでしょうか？
Q25	昨年、海外に居住していたので、市区町村からの課税証明書が出ませんが、何を提出したらいいのでしょうか？

Q26	留学等で海外に在住している場合、調書や添付書類の提出は必要ですか？
Q27	私は転勤に伴い単身赴任をしています。被扶養者である家族とは別居中となっています。家族への送金額証明書は必要でしょうか？
Q28	大学に通うため別居していた子供が卒業後も別居のままアルバイトを続けています。現在は就職活動中ですがどのような証明が必要でしょうか？
Q29	別居で被扶養者となっている母は、年金を月額10万円程度受給するようになりました。母へ毎月送金を行っていますが、私には同居の被扶養者も居るため月額7万円程度です。このまま被扶養者として継続できますか？
Q30	転勤に伴い配偶者と子供と一緒に転居しましたが、それまで同居していた両親とは別居になりました。別居となってから送金はしていません。転勤でも送金が必要でしょうか？

A 1	厚生労働省の指導に基づき行っているもので、被扶養者の収入状況等の変化などを毎年確認することとされています。 被扶養者(家族)への給付は、被保険者(本人)と事業主から納付された保険料で賄われています。被扶養者からは認定されている人数を問わず保険料は戴いていませんが、認定されたことにより被保険者と同等の給付を受ける資格が得られます。 毎年、届出漏れにより被扶養者資格の無くなった方がそのまま加入していたケースなどが見受けられますが、高齢者医療制度への「健保拠出金」は家族も含めた加入者数に応じて増減しますので、医療機関に掛かっていなくても、本来該当しない人を被扶養者に加入させたままにすることは健保財政に大きな影響を与えます。将来的には保険料の引き上げにもつながりかねません。 これらの理由から、当健保では公正・公平を保ち、無駄な出費を防ぐためにも被扶養者調査を毎年行っています。
A 2	調書には今年度の調査対象となった方のみ印字されていますので、追記の必要はありません。なお、調書は6月1日現在のデータで作成しております。
A 3	速やかに「被扶養者異動届(減少)届」に必要な書類を添えて提出してください。 調書は(その他に被扶養者が居ない場合でも)、減少する被扶養者の氏名を二重線で削除し、「*月*日減少届を提出済」と記入し提出してください。
A 4	事業所(会社)を経由して、速やかに健保へ住所変更の届出をお願いします。
A 5	保険証に印字されている氏名(フリガナ)・生年月日の訂正は、氏名(変更・訂正)届・生年月日訂正届に保険証を添えて速やかに事業所(会社)へ届出てください。
A 6	調書の被扶養者欄へは加筆せずに、通常どおり「被扶養者異動(増加)届」に必要な書類を添え、事業所経由で申請をしてください。 なお、確認調書と増加届に添付するものが重複する場合(住民票等)、調書には「原本は増加届に添付」と加筆したコピーを添付してください。
A 7	6月1日現在のデータで作成しております。調書の氏名は二重線で削除し「7月就職のため減少届提出済」と記入してください。
A 8	退職後も「任意継続被保険者」として当健保に加入する方は必ず提出が必要です。在職中に事業所へ提出できなかった場合は、直接健保組合へ郵送で提出してください。(郵便代はご本人の負担です) 退職後、任継に加入しない方は調書に退職日を記入し、そのまま事業所へ提出してください。(添付書類は不要です)
A 9	調書提出期限までに「被扶養者異動(減少)届」が提出できない(まだ就職していない)場合は、その他の対象者と同様に調書の提出が必要です。

A10	<p>提出期限までにご提出がない(添付書類の不備も含む)等で被扶養者の認定適否が確認できない(前年の年収等が認定基準を満たしていたかなどの確認できない)場合は、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、過去の扶養に関する事実が確認できた日で被扶養者の資格を解除させていただくこととなります。</p> <p>したがって、無効となった日以降に被保険者証を使用して、医療機関・各種健診等を受けていた場合、その費用は後日返還請求をさせていただくこととなります。</p>
A11	<p>被扶養者から削除していただくこととなります。事業所のご担当者へ「被扶養者異動(減少)届」に当健保発行の保険証と必要書類を添付し、届出てください</p>
A12	<p>収入には、全ての年金が含まれます。(収入の範囲は所得税法上とは異なります。)</p> <p>添付書類は、各年金の直近の年金振込・改定通知書のコピーです。(必ず氏名の部分もコピーしてください。)</p>
A13	<p>市区町村役所で取れます。無職・無収入(例:専業主婦)の方でも証明書の提出が必要です。収入額が明記されている課税証明書又は所得証明書を手に入ってください。(双方の書類が交付されない場合は「非課税証明書」詳しくは、本年1月1日現在にお住いの区市町村へお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>なお、確定申告を行った方は「確定申告(控)」が必要です。</p> <p>添付書類の詳細は、配布した書類に記載されていますのでご確認ください。</p>
A14	<p>引越し前の大阪の役所になります。(本年1月1日現在の住民票のあった住所の市区町村役所です。)</p>
A15	<p>課税証明書又は所得証明書(双方の書類が交付されない場合は非課税証明書)及び、「就労不能理由書」または「診断書」を添付して下さい。</p>
A16	<p>学生の場合は、有効期限の明記されている学生証(写)または在学証明を添付して下さい。</p>
A17	<p>源泉徴収票は給与以外の収入の有無が確認できないため課税証明書が必要です。</p>
A18	<p>市区町村発行の所得証明書及び確定申告書第一表・第二表のコピー、白色申告の方は「収支内訳書」のコピー、青色申告の方は「青色申告決算内訳書」のコピーを提出してください。</p> <p>なお、健保が認める経費は所得税法上の経費とは異なります。</p>
A19	<p>「課税証明書」の提出をお願いいたします。調書の備考欄に「〇月〇日退職のため」、「遺産相続のため」など所得の理由を書いてください。</p> <p>また、退職後雇用保険の受給資格が有る方は受給資格者証の写しも添付してください。</p>
A20	<p>一時的な収入は含みません。調書の備考欄に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなってしまった理由を書いてください。課税証明書および確定申告の写しも添付してください。</p>
A21	<p>自己負担となります。</p>
A22	<p>備考欄に「〇年〇月〇日退職」と記入してください。添付書類は、課税証明書と雇用保険の受給に関する書類が必要です。</p>
A23	<p>在住の地域を管轄する年金事務所で年金見込額照会回答票を発行してもらってください。後日、年金改定通知書が届き次第、提出してください。(障害年金等も同様です。)</p>
A24	<p>直近の年金(改定・振込)通知書のコピーを提出してください。まだ届いていない場合などは、在住の地域を管轄する年金事務所へ年金通知書の再発行を依頼してください。(障害年金や遺族年金も同様です。)</p>
A25	<p>調書の備考欄に「〇〇年 1 月 1 日時点・海外居住」と記入し、住民票(※)を提出してください。</p> <p>※住民票:発行日より3ヵ月以内・続柄省略は不可・世帯全員が記載</p>
A26	<p>海外に在住している方も調査の対象となりますので、該当する書類をご提出ください。</p> <p>国内に住民票がなく、課税証明書が入手できない方は、代わりに住民票の除票を提出してください。</p>

A27	<p>事業主の命により転勤した場合の別居は自己都合による私的別居とは異なるため、送金額証明書や通帳のコピーは必要ありません。転勤に伴う別居であることを調書に加筆してください。</p>
A28	<p>学生でない場合は送金額証明書の提出が必要です。送金額はお子さんの収入を上回る額で、「主たる生計維持者」と判断される額の送金が必要です。但し、送金後の生活費が逆転するケースは主たる生計維持者とは判断されません。また、子供さんの収入を確認するための書類として、課税証明書が必要となります。</p>
A29	<p>年金受給額が月額10万円の母に対し、毎月7万円の仕送り額では「被保険者により主として生計が維持されている」には該当しなくなります。年金受給開始後はそれを上回る送金が必要になります。 但し、送金後の被保険者世帯の生活費と母の生活費が逆転するような送金は認められませんので「被扶養者異動(減少)届」に保険証を添えて提出してください。</p>
A30	<p>単身赴任とは異なり、両親(実父母)が被保険者の配偶者・子供と同居していない(両親だけがその地で暮らす)場合は送金が必要です。たとえ転勤であっても、扶養を継続するのであれば、両親の生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、経済的扶養関係が認められないこととなります。また、別居となったのが「義父母」の場合も(送金の有無を問わず)認定基準の「同居」要件を満たさないこととなります。別途「被扶養者異動(減少)届」が必要です。両親の保険証を添えて、速やかに事業所へ届出てください。</p>